

青森県教育委員会 殿

青森県公文書開示審査会

会長職務代理者 加 藤 勝 康

青森県情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成10年7月15日付け青教総第485号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

の平成8年度の資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳
表及び貸借対照表に係る部分開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、対象となった公文書について、開示とした部分のうち、以下の部分を非開示とすることが妥当である。

資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表に記録された情報のうち、大科目（補助金に係る大科目を除く。）の金額及び合計額

第 2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

平成 10 年 6 月 7 日、青森県情報公開条例（平成 7 年 10 月青森県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「 の平成 8 年度書類、 資金収支計算書及び内訳書（ （以下「本件学校」という。）分）、 消費収支計算書及び内訳書（本件学校分）、 貸借対照表」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）がなされた。

2 実施機関の決定

実施機関は、 の平成 8 年度の「資金収支計算書、資金収支内訳表（本件学校部分）、消費収支計算書、消費収支内訳表（本件学校部分）及び貸借対照表」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した上で、本件公文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 10 年 6 月 29 日、本件開示請求をした者に通知した。

この際、実施機関は、 に、本件処分において、以下の部分を開示することとしたことを通知した。

- (1) 資金収支計算書に記録された情報のうち、小科目の科目名及び金額（補助金収入に係る部分を除く。）を除いた部分
- (2) 消費収支計算書に記録された情報のうち、小科目の科目名及び金額（補助金に係る部分を除く。）を除いた部分

- (3) 貸借対照表に記録された情報のうち、中・小科目の科目名及び金額並びに注記部分を除いた部分
- (4) 資金収支内訳表に記録された情報のうち、補助金収入に係る科目の科目名及び金額
- (5) 消費収支内訳表に記録された情報のうち、補助金に係る科目の科目名及び金額

3 異議申立て

は、平成10年7月9日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示とした部分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、異議申立人の経理の中枢をなす、平成8年度計算書類であり、異議申立人が行うすべての教育、研究事業、事業活動状況を金額で示した経理内容に関する情報を記載した経理文書であるから、その情報の性質上外部には絶対的に秘密にすべき最高機密書類の一つである。
- (2) 開示請求権は、条例によって創設された権利であるから、本件公文書を開示することが異議申立人にとって不利益か否かの判断は、本件条例全体の趣旨及び条例第10条第4号の解釈のみに基づいて行うべきであり、条例の規定及び該当条文の解釈とは無関係に、一般的、抽象的な意味での公開の公益性や必要性などに依拠すべきではない。
- (3) 大科目部分に記載されている数値を基に財務分析を行うことで、異議申立人の学校法人としての経営実態をかなり明確に把握することができ、異議申立人の財産の状況、支払能力、信用能力等の財務内容、収益力（収入及び支出の実態）が判明し、さらに、これらの分析結果を文部省等が公表している統計結果と比較することにより、他の学

校法人との差異優劣が判明し、学校法人としての独自の経営ノウハウを看取できる。

異議申立人の経営方針、あるいはどの活動に力点を置いているのかなどは、異議申立人の経理書類を閲覧すれば容易に読み取ることができ、これらの情報を他校が入手し、かつ模倣した場合、異議申立人の競争力は大きく低下し、また事業運営上の地位が損なわれることは明らかである。

(4) 実施機関は、大科目に関する情報であっても財務分析は可能であるが、分析内容の客観的な判断は、作成者から具体的かつ詳細な説明を受けない限り困難であるとするが、作成者からの説明を受けない場合、閲覧者の誤解、曲解等による恣意的な解釈によって、異議申立人の経営について、不当な干渉を受けたり、間違った公表や風評がなされるおそれがある。したがって、たとえ大科目部分であっても、このように閲覧者の解釈次第では、むしろ異議申立人に対し著しい悪影響ないし不利益をもたらす事も考えられる。

(5) 実施機関は、学校法人には私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づく公的な助成が行われているのであるから、経理内容を公開するのは、至極当然のごときに主張するが、このような立場であれば、補助金の交付を受けている公益法人であれば、総じて経理公開を義務付けるような立法措置が講じられてしかるべきであるのに、これを義務付ける法律等は存在しない。義務を規定しないのは、学校法人の経営権の独立性を尊重することや、公開することによって、様々な不都合が派生することを予定しているからだと解せられる。しかも、収入に占める補助金の割合は30～40%程度であり、公的助成は学校法人の総収入の過半数を超えている訳ではない。

(6) 異議申立人の財務諸表において補助金については、資金収支内訳表及び消費収支内訳表等の収入の部において、大科目、小科目として計上されているが、他方、支出の部においては補助金に関する科目は、大、中、小を問わず存在しない。補助金に関する科目は、財務諸表の収入の部のみであり、異議申立人もこの点に限定した公開については特に異論を持たない。

(7) 実施機関は私立大学の経理公開についての例を挙げるが、大学と高校とを同列にして論ずること自体無理がある。

大学は高校に比較して物的規模、学生数、財政規模等が遥かに上回り、大学数及び学生数は同高校数より絶対的に少ない状況であるから、財政面では、大学の方が遥かに優位でかつ安定しており、なおかつ、それぞれ独自の専門過程を有する大学間の競争は、生徒確保のために熾烈な競争を展開している高校とは比べるべくもない。また、実際に県内の学校法人において、財務書類を任意に教職員に公開しているところもあるとしているが、具体的事情が明らかでなく、極めて抽象的であり現段階では措信し得ない。

(8) 仮に、この情報を労組側が入手すると、異議申立人の経営方法について不当に干渉してくる可能性があり、ひいては労使間で極めて憂慮される事態に発展する事も考えられる。

したがって、この観点についても、条例第10条第4号に規定する「当該団体の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるもの」に該当するものと解される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、青森県から補助金の交付を受けた異議申立人が、私立学校振興助成法第14条の規定により、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に基づき作成し、実施機関に提出しているものであるが、本件公文書は、平成8年度に異議申立人が行ったすべての活動状況を会計事実として表示し、もって、当該年度の経営状況及び財政状況を示した文書である。

つまり、本件公文書のうち資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表の文書は、その年度における異議申立人の資金の流れ、収支の均衡状態を示した文書であり、また、貸借対照表は当該年度3月末現在における資産・負債・正味財産（基本金、消費収支差額など）の状態を示した文書である。よって、当該公文書は異議申立人における将来の運営状況等を予測するための指標ともなる重要な書類である。

2 条例第10条第4号の該当性について

(1) 本件公文書をすべて開示すると、異議申立人の財政状態、支払能力等が明らかとなり、さらに、財務分析を行い、文部省等が公表している統計結果と比較することにより、他の学校法人との差異優劣が判明し、教育活動や経営における独自の施策・方針や経営ノウハウが明らかとなる。このことは、他の学校設置者との競争上不利益を与え、ひいては、私立学校の有する自主性・独自性を阻害することとなる。

(2) しかしながら、私立学校は極めて公共性の高い学校教育の一翼を担うものであり、私立学校法（昭和24年法律第270号）によってもその公共性を高めることが求められており、また、私立学校振興助成法により私立学校に対して、公的な助成が行われている。

したがって、学校法人の内部管理情報である財務計算に関する書類といえども、私

立学校の有する公共性からすればすべてを非開示とするべきではなく、一定の範囲で公開すべき社会的要請があるというべきであって、社会的に受忍すべき範囲で開示されることがあっても、直ちに学校法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとはいえないと判断する。

- (3) 本件公文書に記録された大科目に関する情報について考えると、大科目だけを開示した場合は、異議申立人の資金の流れ、収支の均衡状態、財政状態の概要が明らかになることにより、異議申立人の経営方針、経営状況等のある程度は把握することが可能となり、その結果、その限度で異議申立人の競争上又は事業運営上の地位に影響し、その利益が損なわれることも考えられるが、その程度は、限定されたものと想定されるとともに、本件公文書は、私立学校振興助成法が補助金に係る予算の適正な執行を期するため、補助金の交付を受ける異議申立人に対してその作成・届出を求めていることから、補助金の交付を受ける異議申立人としても、大科目を一般に明らかにすることは、その社会的責務と考えられる。

なお、大科目が一般に明らかになった場合に想定される異議申立人の不利益は、社会通念上、異議申立人の受忍の限度の範囲内にあるものと考えられる。

- (4) 大科目に関する情報であっても財務分析は可能であるが、分析内容の客観的な判断は、作成者から具体的かつ詳細な説明を受けない限り困難であり、異議申立人の運営の大要しかうかがいしれないものであるというべきであって、大科目に関する情報から得られる内容からは、他の学校法人との関係において、客観的にその事業活動を損なうような運営・経営面での独自性等を見いだすことは困難と判断する。

ただし、資金収支内訳表及び消費収支内訳表の大科目を開示した場合には、部門ごとの資金の流れ、収支の均衡状態の概要が明らかになることにより、他の学校との差異優劣等がある程度は判明し、教育活動や経営上の独自の施策、方針やノウハウが明らかになり、異議申立人の社会的に受忍すべき範囲を超えてしまう。

- (5) 小科目及び中科目に相当する情報を考えると、学校法人会計基準においては、資金収支計算書等の大科目は変更できないが、小科目については学校法人会計基準に記載されていない科目を適宜、追加することが可能であり、また、中科目を置くことができるなど、大科目よりも詳細な部分については学校法人の自主的、弾力的な運用が認められていることから、制度上からも学校法人の自主的な管理にゆだねられている部分であり、これを開示することは、異議申立人の自主性を損なうものである。

- (6) 補助金に関しては、その画一的な交付実態からすれば、補助金に関する科目について小科目の情報まで開示したとしても、異議申立人の自主性を損なうことはなく、異議申立人の運営・経営面におけるノウハウ等が明らかになることもない。さらに、補助金に関する科目については、公的助成に係る情報であるということから、他の科目

に比して強い開示の要請があるものと考える。

なお、資金収支内訳表及び消費収支内訳表の補助金収入についても同様に考える。

(7) 私立大学倫理綱領は、大学に課せられた極めて公共性の高い使命とその財政基礎の公的、社会的性格、資産の公共財的性格について述べ、倫理性、社会性の高い経営に徹すべきとしており、その精神を実現するため、私立大学の経営に関する指針は「学校法人の経理の開示については、学園関係者に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を、大科目を中心とするなどの方法で行う。」こととしている。また、公益法人では、公益法人の設置許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）により、「公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として一般の閲覧に供すること。」としており、収支計算書、貸借対照表を公開している。

実際に、県内の学校法人において、財務関係書類を教職員に閲覧させている学校法人や大科目のみの情報を校内に掲示している学校法人など、自主的に会計情報を開示しているところもある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、いわゆる県民の知る権利に資するべく、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにしたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件公文書について

本件公文書のうち、

- (1) 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部に分かれて、科目名、科目ごとの金額及び合計額
- (2) 資金収支内訳表には、収入の部及び支出の部に分かれて、科目名、科目ごとの金額及び合計額
- (3) 消費収支計算書には、消費収入の部及び消費支出の部に分かれて、科目名、科目ごとの金額及び合計額
- (4) 消費収支内訳表には、消費収入の部及び消費支出の部に分かれて、科目名、科目ご

との金額及び合計額

(5) 貸借対照表には、資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部に分かれて、科目名、科目ごとの金額及び合計額並びに注記

等が記録されている。

3 条例第10条第4号の該当性について

(1) 条例第10条第4号本文では、「法人その他の団体（県及び国等を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該団体又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は、開示しないことができる」と定められている。

この趣旨は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動を保障しようとするものであり、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれのある情報が記録されている公文書については、原則として非開示とすることを定めているものである。

(2) そこで、異議申立人は、本件処分で開示とされた部分が同号に該当すると主張しているので、当該部分が同号に該当するかどうかについて検討する。

ア 本件公文書には異議申立人の経営及び財政の状況が記録されており、本件処分で開示とされた部分が異議申立人の事業に関する情報であることは明らかであるので、これらの情報を開示することにより、異議申立人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるかどうかについて判断することとする。

イ まず、本件処分で開示とされた部分のうち、科目名について判断する。

(ア) 大科目の科目名については、学校法人会計基準で記載すべきものが定められており、学校法人が任意に大科目の科目名を変更することや追加することはできないものである。

よって、大科目の科目名については、学校法人会計基準により、一般に明らかになっている情報であるといえるものである。

したがって、本件処分で開示とされた部分のうち、大科目の科目名については、非開示とする理由はない。

(イ) もっとも、学校法人会計基準によれば、科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略するものとされており、このことから、大科目の科目名を開示す

れば、当該大科目には金額が計上されていることが分かるが、具体的な金額が分からない以上、異議申立人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるとはいえないものである。

(ウ) また、補助金に係る小科目の科目名については、補助金に係る大科目の科目名と同様の情報であることから、特に秘匿すべきものではない。

ウ 次に、本件処分で開示とされた部分のうち、各科目ごとの金額及び合計額について判断する。

(ア) 実施機関は、大科目に関する情報であっても財務分析は可能であるが、分析内容の客観的な判断は、作成者から具体的かつ詳細な説明を受けない限り困難であり、異議申立人の運営の大要しかうかがいしれず、大科目に関する情報から得られる内容からは、他の学校法人との関係において、客観的にその事業活動を損なうような運営・経営面での独自性等を見いだすことは困難と判断すると主張している。

(イ) 本件公文書には、異議申立人における種々の収入及び支出が記録されている。これらの収入及び支出について考慮してみると、それらのうち、本件公文書に記録されている補助金は経常費補助金であり、当該補助金は、どの学校法人に対しても、実施機関で定めている青森県私立学校経常費補助金交付要綱に基づき、同一の基準を用いて算出され、交付されるものであることが認められる。本件公文書に記録されている補助金が、このような画一的な方法によって交付されたものであることからすれば、本件公文書に記録されている補助金に係る大科目の金額については、開示しても異議申立人の経営に関する独自性等が明らかになるとは考えられず、特に秘匿すべきものとは認められない。また、本件公文書に記録されている補助金に係る小科目の金額についても、本件公文書に記録されている補助金に係る大科目の金額と同様の情報であることから、特に秘匿すべきものとは認められない。

(ウ) しかし、本件公文書のその他の大科目の金額及び合計額について考慮すると、これらの情報を用いて財務分析をすれば、基本的な資金の流れ及び財政の状況並びに各大科目の構成比等、異議申立人の経営及び財政の実態が相当程度分かるといえるものである。

異議申立人の経営及び財政の実態が相当程度分かることにより、異議申立人の独自の経営ノウハウ、経営方針等が明らかとなり、異議申立人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められる。

エ なお、実施機関は、私立学校の有する公共性からすればすべてを非開示とするべきではなく、一定の範囲で公開すべき社会的要請があり、補助金の交付を受ける異議申立人としても、大科目に関する情報を一般に明らかにすることは、その社会的責務と考えられ、大科目に関する情報が一般に明らかになった場合に想定される異議申立人の不利益は、社会通念上、異議申立人の受忍の限度の範囲内にあるものと考えられると主張する。

確かに、私立学校が公共性を有することは言うまでもないことであるが、しかし、そのことは、同号の条文の規定からいって、本件処分で開示とされた部分が同号に該当するかどうかに関係することではない。また、受忍の限度の範囲内という基準も、同号の条文から直ちに導き出せるものではない。

オ また、異議申立人は、本件処分で開示とされた部分を労組側が入手すると、異議申立人の経営方法について不当に干渉してくる可能性があり、ひいては労使間で極めて憂慮される事態に発展する事も考えられ、この観点についても、同号に該当するものと解されると主張する。

しかし、公文書に記録されている情報が条例の非開示事項に該当するかどうかは、当該情報に基づき判断されなければならないが、その他の事情を考慮する必要はないから、異議申立人の主張には理由がない。

カ 以上のとおり、本件処分で開示とされた部分のうち、以下の部分は同号本文に該当するものである。

資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表に記録された情報のうち、大科目（補助金に係る大科目を除く。）の金額及び合計額

(3) 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」又は「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」に該当する場合は、開示すると定めているので、同号ただし書の該当性について検討する。

本件処分で開示とされた部分のうち、同号本文に該当する部分が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

4 条例第12条の該当性について

(1) 条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に第10条各号のいずれか

に該当する情報・・・が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、当該情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない」と規定している。

- (2) そこで、本件処分で開示とされた部分には条例第10条第4号に該当する情報が記録されている部分とそれ以外の部分があるので、本件公文書について、条例第12条の該当性を検討したところ、本件処分で開示とされた部分の構成からして、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを、容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できると認められるので、当該情報が記録されている部分を除いて、本件公文書を開示しなければならないと判断する。

5 結論

以上のとおり、本件処分において開示とされた情報のうち、以下の情報は条例第10条第4号に該当するので、これらの情報を非開示とすべきであり、本件処分のうち、実施機関がこれらの情報を開示とした部分は妥当でなく、第1のとおり判断する。

資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表に記録された情報のうち、大科目（補助金に係る大科目を除く。）の金額及び合計額

第6 審査会の処理経過等

- 1 当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。
- 2 この答申における条例の条文は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）附則第3項の規定に基づく改正前の条例の条文である。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成10年 7 月15日	・ 実施機関からの諮問を受理した。
平成10年 8 月10日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成10年 8 月31日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成10年10月13日 (第25回審査会)	・ 審査を行った。
平成10年11月11日 (第26回審査会)	・ 審査を行った。
平成10年12月 8 日 (第27回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 1 月26日 (第28回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 3 月 1 日 (第29回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 4 月16日 (第30回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 6 月11日 (第32回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取を行った。 ・ 実施機関からの意見聴取を行った。
平成11年 7 月19日 (第33回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 8 月24日 (第34回審査会)	・ 審査を行った。

平成11年9月27日 (第35回審査会)	・審査を行った。
平成11年11月9日 (第36回審査会)	・審査を行った。
平成11年11月25日 (第37回審査会)	・審査を行った。
平成11年12月16日 (第38回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県公文書開示審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石田 恒久	弁護士	会長 (本件審査回避)
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
千葉 多香子	私立千葉学園千葉幼稚園園長	
中村 年春	青森大学社会学部教授	
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	